ドライバー不足等トラック業界の現状と課題について

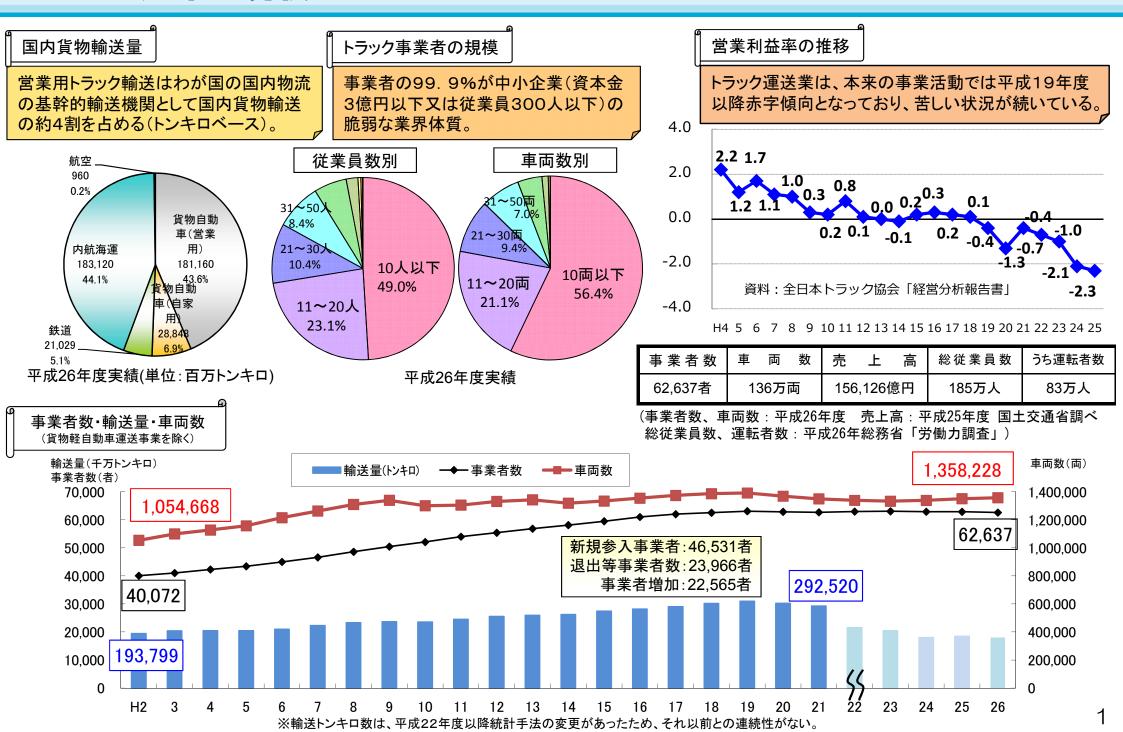
目 次

1.	トラック産業の現状・・・・・・・・・・・・・・	• 1
2.	安全対策に係る取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
3.	トラックドライバー不足に向けた人材確保の取り組み・・・	1 1
4.	生産性向上・労働条件改善に向けた取り組み・・・・・・	20

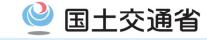
1. トラック産業の現状

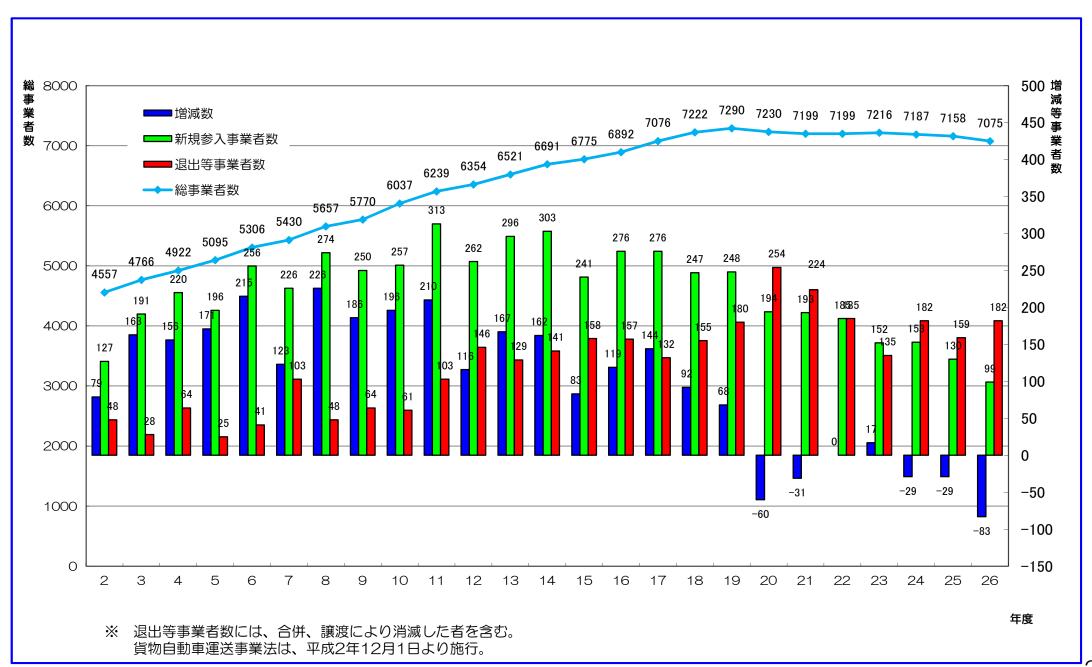
トラック産業の現状



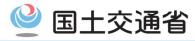


中部管内事業者数の推移





貨物自動車運送事業者数(運輸支局別)



合 計

1,241

1,647

4,344

2,379

2,333

1,128

62,637

平成27年3月31日現在 (単位:者)

特定

	業種別								
		特 積	一般	霊柩	特定	合 計			_
運輸局·支局等							運輸局	· 支局等	
	札幌	12	1,465	95	19	1,591			
	函館	1	276	47	2	326			L
	旭 川	1	431	58	8	498	中	玉	L
北海道	室蘭	0	346	35	2	383	T-		
	釧路	0	292	23	4	319			L
	帯広	0	319	20	6	345			
	北見	0	208	21	6	235			
	計	14	3,337	299	47	3,697			
	青 森	4	783	88	17	892	四	玉	
	岩 手	4	555	87	6	652			L
	宮城	2	1,153	121	19	1,295			
東北	秋 田	0	341	60	2	403			L
	山形	1	357	57	4	419			
	福島	4	905	106	22	1,037			
	計	15	4,094	519	70	4,698	九	州	
	茨 城	5	2,268	158	0	2,431			
	栃木		1,233						
	群馬	2	1,143	120	0	1,265			
	埼 玉	19	3,442	234	2	3,697	;	沖	
関東	千 葉	6	2,126	245	3	2,380	1	合	
	東京	29	5,391	247	28	5,695			
	神奈川	7	2,503	256	5	2,771			
	山 梨	3	500	43	0	546	Оф:	部運輸	E
	計	75	18,459	1,445	39	20,018		の理制	
	新潟	7	716	100	4	827			2
	富山	3	628	45	12	688	福	井	
北陸信越	石 川	2	723	57	11	793	岐	阜	T
	長 野	9	642	84	5	740	静	· 岡	t
	計	21	2,709	286	32	3,048			ł
	福井	1	465	21	7	494	愛	知	Ŧ
	岐 阜	16	852	71	8	947	Ξ_	重	Ļ
中部	静岡	6	1,575	119	17	1,717	合	計	
나 리	愛知	19	2,755	98	22	2,894	車両数(中部計)	
	三重	2	969	45	7	1,023			_
	計	44	6,616	354	61	7,075			

〇中部運輸局管内における直近5ヶ年の事業者数の推移

業種別

島根

広 島

山

香 Ш

取

山

計

徳島

高 知

計

福岡

佐 賀

長崎

大 分

鹿児島

本

崎

熊

特 積

般

1,124

1,460

3,881

2,104

2,123

57,217

1,003

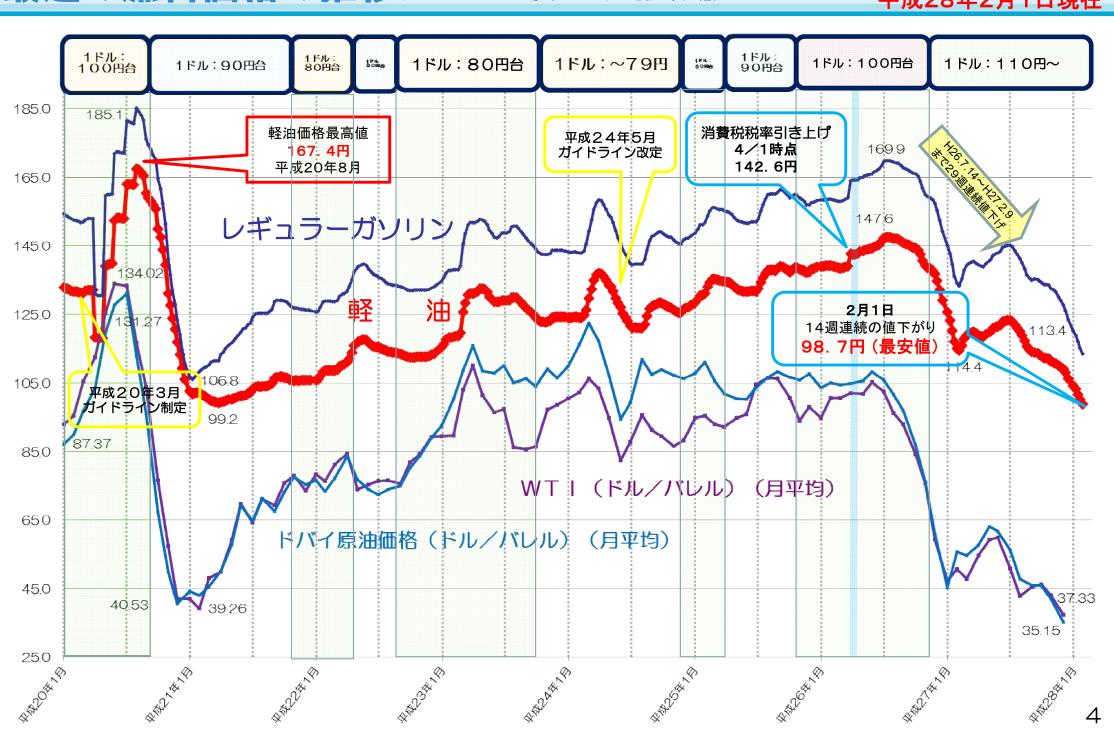
霊柩

4.657

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対22年度比
福	井	508	503	507	494	494	97.2%
岐	阜	939	940	928	951	947	100.9%
静	岡	1,793	1,795	1,778	1,743	1,717	95.8%
愛	知	2,936	2,941	2,930	2,923	2,894	98.6%
Ξ	重	1,022	1,037	1,044	1,047	1,023	100.1%
合	計	7,198	7,216	7,187	7,158	7,075	98.3%
車両数	(中部計)	149,062	149,424	148,579	149,860	150,407	100.9%

最近の燃料価格の推移について(スタンド: 税込み価格)





2. 安全対策に係る取り組み

安全に関する最近の主な施策



H15(2003).4

<mark>貨物自動車運送事業法改正</mark>

営業区域規制の廃止、運賃料金の事後届出、監査項目等の重点化

H18(2006).2 新規参入事業者などに対する早期監査、フォローアップ監査等

H18(2006).10 貨物自動車運送事業法等改正

H18(2006).10 運輸安全マネジメントの導入

H20(2008).4 トラック事業者に対する厚生労働省との合同監査・監督の実施

H20(2008).7 社会保険等未加入事業者への行政処分導入及び新規事業者等への法令試験導入

H21(2009).3

- Tile (12009).6 H21(2009).10 監査及び行政処分基準の強化 (飲酒運転、社会保険未加入、指導監督等)

H22(2010).4 安全規則の改正(点呼における酒気帯びの確認及乗務の禁止の明確化など)

H23(2011).4 監査及び行政処分基準の改正(文書警告の公表、停止対象車両の基準の明確化など) Gマーク事業所に対するインセンティブの拡大(IT点呼時間を16時間に拡大など)

H23(2011).5 安全規則の改正(酒気帯びの確認に目視等の他にアルコール検知器の使用を義務付け)

H25(2013).5 安全規則の改正(5両未満事業所への運行管理者選任の義務付け)

H25(2013).10 監査及び行政処分基準の改正(悪質・重大な法令違反への処分の厳格化等) 適正化実施機関との連携強化 (速報制度等の導入)

H25(2013).11 受委託点呼(共同点呼)の導入

H26(2014).4 荷主勧告運用通達の改正、Gマーク事業所表彰制度の創設

H26(2014).11 大型トラックへの衝突被害軽減ブレーキの装着義務付け(新型生産車)

H26(2014).11

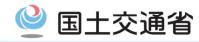
安全プラン2009の中間見直し H27(2015).4 運行記録計の装着義務付け拡大 (車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上)

H27(2015).6 新規参入時におけるチェック体制の強化

H27(2015).9 乗務時間等告示違反トラック事業者に対する指導方針

-H27(2015).9 トラックのフェリー特例(改善基準告示の通達)見直しについて

効率的・効果的な監査、実効性のある処分の実施について



バス・タクシー・トラック事業者に対する監査方針・行政処分等の基準に係る通達を下記のとおり改正

平成25年 10月1日施行

監查方針

(1) 悪質な事業者に対する集中的な監査実施

- ・監査端緒の充実を図りつつ、違反歴等の当該事業者に関する情報等を適切に把握し、**重大かつ悪質な** 法令違反の疑いのある事業者に対して優先的に監査を実施
- ・このため、各種通報、法令違反歴等を基に優先的に監査を実施する事業者及び**継続的に監視していく** 事業者のリストを整備
- (2) 街頭監査を新設
 - ・バス分野を念頭に街頭監査を新設
 - ・利用者等からの情報や多客期等をとらえ、バスの発着場などにおいて、交替運転者の配置、運転者の 飲酒、過労等の<mark>運行実態を点検</mark>

・悪質・重大な法令違反の<u>処分を厳格化→事業停止(30日間)</u>

※処分厳格化により新たに追加された事業停止(30日間)については、平成26年1月1日から適用

- ・ 運行管理者の未選任 (現行:40日車)
- ・整備管理者の未選任(現行:40日車)
- ・全運転者に対して点呼未実施(現行:点呼未実施率50%以上、40日車)
- ・監査拒否、虚偽の陳述(現行:60日車)
- ・名義貸し、事業の貸渡し(現行:60日車×違反車両数)
- ・乗務時間の基準に著しく違反(現行:120日車)
- ・全ての車両の定期点検整備が未実施(現行:20日車×違反車両数)
- ・事業停止後も引き続き法令違反の改善なし→<u>許可取消</u>
- ・その他、記録類の改ざん、交替運転者の配置違反、日雇い運転者の選任等→

 処分量定の引き上げ

平成25年 11月1日施行

行政処分

等の基準

- ・<u>軽微な法令違反の対象を拡大→文書警告</u> 記録の記載不備については、違反件数の多寡によらず文書警告(行政指導)
- ・<u>運行管理者資格者証返納命令の厳格化</u>返納命令の適用事項を見直し、運行管理者の名義貸しの禁止を明示等

改善基準告示の遵守違反に係る処分量定等について



改善基準告示等の概要

○ 拘束時間:1日13時間まで

(16時間まで延長可。ただし15時間超は週に2回まで)

○ 休息期間:1日継続8時間以上

○ 運転時間:2日を平均して1日9時間まで

○ 連続運転時間:4時間毎に30分以上の休憩を確保

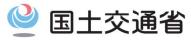
(1回につき10分以上で分割可)

ポイント

- ・ 改善基準告示は労使で合意した内容を厚生労働大臣が告示しているもの。 平成9年から内容について変更なし。
- ・ 行政処分基準は平成26年1月から変更。
- 「改善基準告示が著しく遵守されていない場合は、30日間の事業停止処分」と局長通達で規定。(⑤。厳罰化)
- それ以外の場合(①~④)については、処分は軽くなっている。(課長通達)

改善告示の遵守違反	旧	新
①各事項の未遵守	警告	警告
5件以下	(再違反:20日車)	(再違反:10日車)
②各事項の未遵守	20日車	10日車
6件以上 15件以下	(再違反:60日車)	(再違反:20日車)
③各事項の未遵守	30日車	20日車
16件以上 30件以下	(再違反:90日車)	(再違反:40日車)
④各事項の未遵守 31件以上	100□=	
⑤未遵守が1ヶ月間で計31件以上あった運転 者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転 者について告示に規定する拘束時間未遵守	120日車 (再違反∶240日車)	事業停止30日間

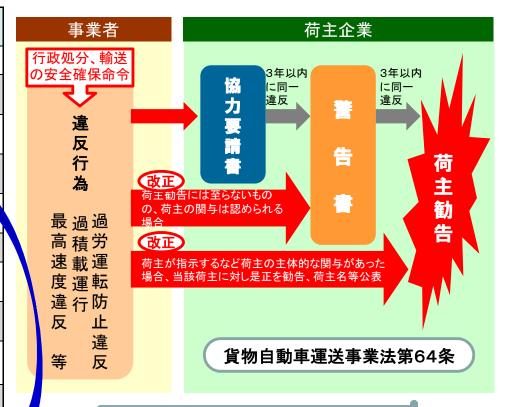
処分基準の強化と荷主勧告制度の運用強化

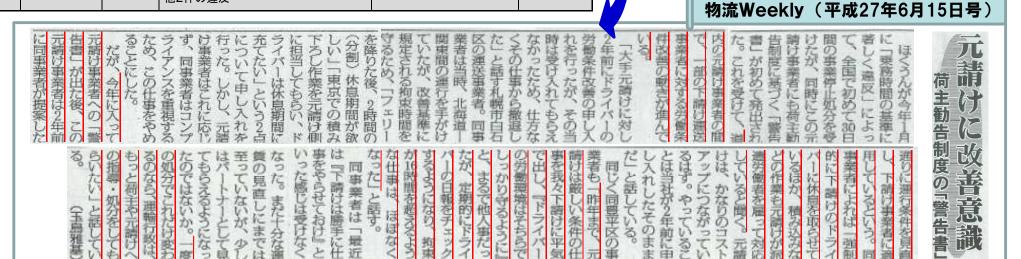


○ 30日間の事業停止処分(平成26年1月1日から適用)

番号	処分 年月日	事業所の 位置	違反事項	処分量定	備考
1	26年6月10日	東京	運行管理者が全く不在	事業停止30日(事業休止中)	速報制度
2	26年7月1日	静岡	名義貸し、整備管理者が全く不在 他1件の違反	事業停止60日+10日車	
3	26年8月5日	茨城	整備管理者が全〈不在 他8件の違反	事業停止30日+110日車	速報制度
4	27年1月28日	北海道	乗務時間等の基準の著しい未遵守 他11件の違反	事業停止30日+30日車	労基通報 警告書
(5)	27年4月13日	大阪	点呼の実施違反 他8件の違反	事業停止30日+90日車	速報制度
6	27年6月3日	広島	名義貸し	事業停止30日+30日車	
7	27年7月14日	栃木	運行管理者が全く不在、点呼の実施違反 他6件の違反	事業停止30日+60日車	速報制度
8	27年8月3日	青森	運行管理者が全く不在 他9件の違反	事業停止30日+110日車	速報制度
9	27年8月10日	愛知	乗務時間等の基準の著しい未遵守 他3件の違反	事業停止30日間+20日車	労基通報 協力要請書
10	27年10月30日	広島	運行管理者が全く不在 他2件の違反	事業停止30日+文書警告	

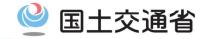
○ 荷主勧告制度の運用強化(平成26年4月1日から適用)





3. トラックドライバー不足に向けた人材確保の取り組み

トラックドライバーの年齢構成等と労働環境



■20~24歳

■15~19歳

- 道路貨物運送業就業者数は、2003年以降増減しつつも、概ね180万人超で推移。
- 道路貨物運送業就業者の全体に占める若年就業者の割合は、全産業平均に比べて低く、その差は拡大傾向。
- 道路貨物運送業就業者のうち、40代~50代前半の中年層の占める割合が、全産業平均に比べて非常に高い。
- 全産業平均に比べて、道路貨物運送業では就業者に占める女性の割合が非常に低い。

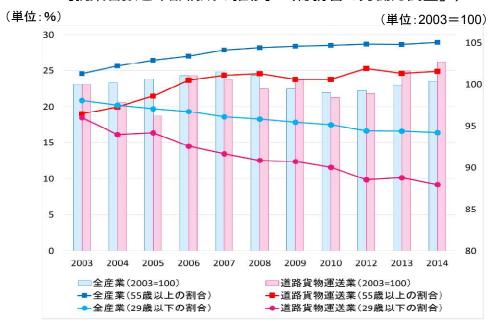


中長期的に、<u>高年齢就業者の割合が急速に高まる一方、若手・中堅層が極端に少ない</u>といった<u>年齢構成の歪み</u>が顕著になる懸念



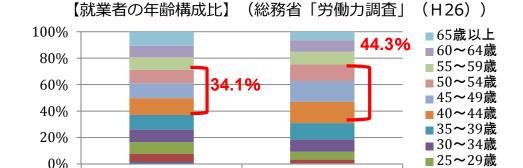
<u>また、手待ち時間の負担や適正な運賃収受ができていないといった課題を背景として、トラックドライバーの労働環境は</u> 長時間労働であり、かつ給料も低い状況にある。

【就業者数と年齢構成の推移】(総務省「労働力調査」)



【トラック業界の労働環境】(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(H26)

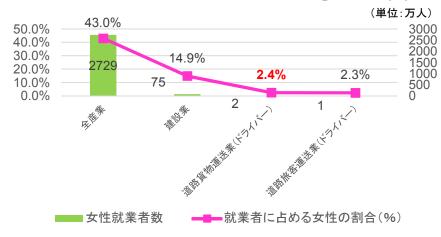
道路貨物運送業(大型)		道路貨物運送業(中小型)	全産業
所得額	422 万円	375 万円	480 万円
労働時間	2592 時間	2580 時間	2124 時間



全産業

【女性の進出状況】 (総務省「労働力調査」 (H26))

道路貨物運送業



トラック産業の活性化に向けた人材確保の取り組み



○ 若年層や女性の活躍促進に向けて、業界イメージの改善や官民連携による積極的な情報発信、経営者の意識改革に向けた啓発強化を図る。

トラガールサイトの開設(自動車局HP) ※トラガール:女性トラックドライバーの呼称

【トラガールサイトのねらい】

- ✓ 全国で活躍する女性ドライバーを紹介し、トラガールを目指す女性に役立つ情報を提供。
- ✓ 女性ドライバーの活用について、経営者等が積極的に考える契機を作り、業界のイメージ改革を図る。
- ✓ また、配送中、女性用トイレが不足しているとの声もあるため、全ト協と連携し、荷主団体等へドライ バーのトイレ使用等に係る協力要請を行い、協力企業をトラガールサイトで紹介するなどの取組を 実施中。

【トラガールサイトの主な内容】

- ・トラガールになるには…運転免許の種別毎の取得方法を解説
- ・トラガールの軌跡・・・全国のトラガールへのインタビューを写真とともに掲載
- ・応援メッセージ・・・有識者や関係業界等から、トラガールへのメッセージを掲載
- ・リクルート等イベント情報・・・企業説明会やインターン情報等の案内

経営者向けの啓発強化(自動車局・事業者団体)

- ✓ トラック事業経営者が、将来的なドライバー不足問題を自社の課題として捉え、その解消に向けて 様々な取組を行う 契機とすることを目的に、事業者団体との連携のもと、経営者向けパンフレットを 作成・公表(平成26年9月)。
- ✓ 今後、セミナー等の機会を通じて普及・啓発に努める。

【パンフレットの主な内容】

- ・若手や女性等をドライバーとして採用するに当たってのポイントを解説
- ・取組の難易度に応じた事業者による取組例等を紹介。



トラガールによる総理表敬

※表敬には、有村治子女性活躍担当相も立会

【総理表敬の概要】

- 〇表敬日時 平成26年9月9日(火)
- ○表敬者 建設業従事女性(ドボジョ):2名 女性トラックドライバー(トラガール):2名

〇表敬趣旨

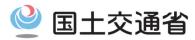
- ・女性の活躍が十分進んでいない建設業、トラック運送業に おいて、現場の現役女性の活躍ぶりや、そうした女性を応 援する取組等について紹介。
- ・表敬を通じて、両分野での女性の活躍の姿や政府等の取 組を広く社会に発信。

【総理からの主なご発言】

- ✓ 現場で働く女性が増えることで、男性にとっても働きやすい 職場環境が実現すると考えている。
- ✓ トラガールやドボジョといった現場で活躍する女性に、女性 ならではの能力を活かしてぜひ頑張ってほしい。







自動車局HPの「トラガールサイト トラガールの奇跡」より

Vol.5 育児と両立するドライバー

■E、Yドライバー 丸五運送株式会社(愛知県瀬戸市)



グリーン経営認証を取得し、環境対策に力を入れる瀬戸市のトラック事業者。3名の女性ドライバーのほか、その地域的特色を活かして複数の日系ブラジル人も活躍中。同社では性別や国籍を問わず、個々のドライバーの事情にできる限り配慮した運行管理により、ドライバーが働きやすい環境づくりに努めています。

○トラックドライバーを目指したきつかけ

- ・もともと運転が好きで、外で体を動かすことが好きでした。美容業界と迷いましたが、土日に休めること、夕方までに帰宅できることといった勤務条件の良さからトラックドライバーを選択しました。
- ・出産を機にいったん退職したものの、再びドライバーに復帰し、現在、育児とドライバーの両立を実現しています!

■経営者からのコメント■

女性ドライバーの存在は、会社全体の雰囲気を良くしてくれています!

女性は総じて仕事が正確で、細かい気配りに長けています。お客様 (荷主)としつかりコミュニケーションを取って、荷物の確認をしつか りするためミスが少ないです。女性ドライバーの運転は、丁寧で安全意 識が高いほか、比較的燃費も良いし、常にトラックをきれいに手入れし てくれるなど、総じて高い評価をしています。



■女性ドライバーの働きやすさに配慮した会社の対応■

~工夫次第でコストをかけずに対応可能~

女性ドライバー向けの新たな設備投資はしていませんが、事務所から離れた駐車場に女性用トイレがなかったことから、夜中に事務所内トイレを使えるようにするなど丁夫しています。

また、女性用作業服を作ろうと提案もしました。 (→が、、、女性ドライバーからは、「男性と同じ方が良い」と言われ、実現せず。。。)

Vol.7 精密部品を優しく運ぶエキスパート

Kドライバー

鳴海急送株式会社 (愛知県大府市)



ドライバーの育成を非常に重視し、トラックドライバーコンテスト優勝者を輩出するなど、ドライバー教育のパイオニア的会社。荷主の満足度を高めるためには、「ドライビングスキル」「荷扱い技術」「営業力」の3点の能力を高める必要があるとの認識のもと、ドライバーのモチベーション向上と顧客満足度の向上の両立を実践中。

平成6年以降、総勢25名の女性ドライバーを採用! 育児と両立しながら 4 5 車ドライバーとして活躍するKさんほか、現在3名の女性

が活躍しています。

○トラックドライバーを目指したきっかけ

小さい頃から乗り物が全般的に好きで、特にトラックに強い憧れを持っていました。トラックドライバーになれば、様々なトラックに乗り、多種多様な貨物を、色々な場所へ運ぶことができるので、毎日の仕事が刺激的でおもしろそうと思い、トラックドライバーになりました!

○嬉しかったエピソードなど

配送業務で学園祭に行った際、女子学生から「女性ドライバーさんが来てくれた!カッコイイ!!」と言ってもらい、とても嬉しかったです。

娘の友達の中にも、「いつかトラックに乗ってみたい」と言っている女の子もいるとのことで、誇らしく思います。



←本社の玄関 先には、 「国土交通省 の皆様いらっ しゃいませ」 という素単な 電子掲示板が ありました!

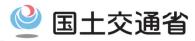


■経営者からのコメント■

職場が明るくなり、会社のコミュニケーションが活発になりました。

女性の方が慎重な運転をする傾向にあるため、大きな事故を起こすことがないほか、トラックを非常に きれいに扱ってくれます。大型車は、中小型車に比べて複雑な確認作業等が少なく、女性の働きやすいフィールドではないでしょうか。

女性は取引先の製品に関心を持ち、伝票との照合をしっかり行うことに加え、お客様とのコミュニケーションを密に取れるので、ミスも少ないです。特に、取引先の現場で女性が活躍しているような場合には、非常に女性ドライバーの評判が良く、女性大歓迎のところも多いです。



Vol.17 運転が好き・自分の会社が大好きなトラガール

■ドライバー6名

桜運輸株式会社 (愛知県弥富市)



平成26年にキックオフした同社の女性支援プロジェクト「木花 咲弥(このはなさくや)」をホームページで知り、集まってきた運 転大好きな女性達6名のトラガール!

女性社長と女性プロジェクトリーダーの強力なリーダーシップの もと、明るい笑顔を振りまきながら、安全に海上コンテナを届けま す!

○免許をとったきっかけ

ドライバーの彼氏がいて、運転が好きな自分に合っている仕事と思いました(Tさん)

○どうやって免許をとったの?

日曜の求人広告を見て、桜運輸の女性支援プロジェクトを見て、この 会社で働きたくて、働きたくて、職業訓練の給付金で大型免許とけん引の免許を続けてとりました。危険 物の資格も取りました。40才すぎてからのチャレンジは子供達の励みになっています。(Kさん)

○普段こころがけていること

安全運転です!!(一同) そして、笑顔はどんな時も大 切にしています(一同)





○仕事のやりがい

シングルマザーで小学5年から0才まで3人の子供のために働いています!子供たちにとっては、大きなトラックを乗りこなす、あこがれの母のようです。がんばって働いて子供達のためになることに、やりがいを感じます!(Yさん)



○これからの目標

生涯元気に、20年でも働きたいです。(Kさん) いかなる状況でもしっかり対応できるよう、運転技術を確かなものにしたいです。(Nさん)

○トラガールを目指す女性たちへのメッセージ

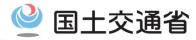
安全運転に心がけること。これに尽きます。運転中は思い込みによる 「○○だろう運転」ではなく、常に「かもしれない運転」をすることで す。

■経営者から女性ドライバーへのメッセージ■



トイレを きれいしました。 をした。 託設 でした。 形をでする。

自分自身、国際海上コンテナ輸送という「男社会」で働く女性です。 結果が出なければ納得してくれない人々にかこまれて、「女性であることを強みに」する、女性支援プロジェクト「木花咲弥(このはなさくや)」に取り組んでいます。みんなで一緒に会社を盛り上げましょう!



Vol.21 看護師から念願のドライバーへ転身したトラガール

Mドライバー 日本商運株式会社(福井県吉田郡永平寺市)



長距離専門のトラガール、県内パートトラガール、夫婦のトラックドライバーなど、動める女性が多様な同社。女性の常務取締役、女性の管理本部スタッフが積極的に活躍中!

同社では、ドライバーのほかにも、フォークリフトで荷物をさば く女性も活躍しています。

○大型免許を取得したきっかけ

18歳で普通免許を取得したとき運転って楽しい、大きな車に乗りたいなと感じたので、21歳になった時に大型免許を取りました。この時、すでに看護師として働いていたので、働きながら大型免許を取りました。



○トラックドライバーになるまでは何をしていたの?

結婚してから夫が転勤族なため、12年間無職でした。子どもが大きくなり転校するより落ち着かせたいと思い、夫が単身赴任することになりました。その時から10年間は看護師をしていました。

○いつ、トラックドライバーに転職したの?

子どもが成長して外へ出て行った時、「今なら、ドライバーとして勤められるかな」と思い、憧れの大型車に乗るため、決意しました。初めて乗ったのは2トン車でしたが、とても感動しました!

○普段こころがけていること

安全第一なので、精神面、身体面を整えることです。また、よい生活習慣を保つため食事、休養を十分取ることです。

○どんなものを運んでいるの?

はじめは2トン車でトイレットペーパーなどでした。その後、土管を クレーンで吊って積み込み運搬したり、タンク車で界面活性剤を運んだ りしています。 荷物の性質に合わせて運ぶことは、勉強になり面白い です。

○将来の目標は?

もっと様々な荷物を運べるようになりたいです。その度に、荷物の特 性、扱い方などを教えてもらいながら運べるようになることが楽しいです。

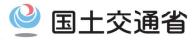
○トラガールを目指す女性たちへのメッセージ

男性が多い社会ですから、「大丈夫?」と声を掛けられたら、応援の気持ちと受け取って頑張っていきましょう。

■フォークリフトガールの声 (Mさん、Fさん) ■

フォークリフトは、かっこいいと思っています。フォークリフトで早く、きちんときれいに積み上げていくのがやりがいです。

Mドライバーは、荷物が、壊れやすいものか、どのように扱ったらいいかなど、丁寧におしえてくれるので、安心です!



Vol.26 フルトレーラでピカピカの新車を届けるトラガール!

■ O、M、Iドライバー トヨタ輸送株式会社 堤営業所 (愛知県豊田市)



なんと21mもあるフルトレーラに憧れて、ドライバーを目指した3名のトラガールたち!

笑顔がすてきな入社16年目の0さん、夫も同社で運行管理者をしている入 社10年目のMさん、昨年9月に入社した元気いっぱいのIさんたちは、とて も仲良しです。3人が話し始めたら、周りもつい引き込まれてしまいます。

営業所では、職長や先輩からの的確なサポートが受けられたり、女性専用の 更衣室もあるなど、働きやすい環境が整備されています。

○トラガールになったきっかけ

2才の息子を育てるため、女性でも経済的に自立できる仕事だと思い入社しました。それから十数年経ちましたが、ここまで仕事を続けてこられたのも、職場のみなさん、両親の協力のおかげです。感謝でいっぱいです。(Oさん)

トレーラは普通の大型トラックと比べて車の動きが特殊ですし、トレーラの種類 やトレーラを引っ張るヘッドによっても運転の感覚が違うため、飽きっぽい性格の 私が一生楽しみながらできる仕事だと思ったからです。(Mさん)

子供の頃、トラックドライバーだった父にトラックの助手席に乗せてもらった事があります。高いところからの眺めや楽しかった思い出から、大きなトラックを運転することに憧れていました。初めは別の会社で2トントラックのドライバーをし

ていましたが、ある時、女性が大型トラックを運転する姿を見かけたことで、私ももっと大きなトラックを運転できるのではないかと思い、入社しました。(Iさん)



○トレーラで車を輸送する仕事のよろこび

8台の車を積み終えてからトレーラの姿を眺めると、満足した気持ちになります。お客様の大切なお車を扱うので、慣れない頃は手が震えるほど緊張しましたが、今ではその緊張を楽しんでいます。(Oさん)

時折いつもと違う車を乗せると、うれしくなります。特に新型車などは新鮮で楽しいです。(Mさん)

通常他の大型トラックでは輸送中の荷物が見えませんが、トレーラは商品車を見せながら運んでいます。仕事への誇りと充実感があります。(Iさん)

一日の	スケジュール
5:30 起床・お弁当作)過本におかりを準備し、芸
6:15 出勤	領よく作ります (1さん)
運行車両の点 乗務前の点呼	申両の整備は整備スタッノが行いますが、ドライバー自身も点 検を行います。
17:00 乗務後の点呼 業務終了・過	休口は、オートバイでドライフ を楽しみます!(Oさん)
18:00 帰宅	休日は、キャンピングトレーラ を引っ張り家族でアウトドアを楽
休養	しんでいます。(Mさん) うさぎとインコに頼されていま 。(Tさん)

○普段こころがけていること

お客様に気持ちよく接してもらえるよう、笑顔でお話す

るようにしています。(のさん)

女性次第で家庭も職場も明るく変わりますので、私が変える意識を心がけています。(Mさん)

未経験である私を採用してくれた会社、指導してくれる先輩、応援してくれる方々への感謝の気持ちものせて運転しています。(I さん)

○これからの目標

職長を目指しながら、女性が働きやすい環境づくりに役立つ仕事ができたらいいと思います。(Oさん)

管理職を目指してがんばっていきたいです。私はOさんを手本にがんばってきたので、今度は自分が見本となり、会社が求める人材に後輩を育て、より魅力的な職場にしていきたいです。 (Mさん)

先輩であるOさん、Mさんを見習い、管理職をめざして、私が下積み時代にこうなればいいなと思ったことが実現できるように、信念をもってくじけずに仕事をしていきたいです。(Iさん)

○トラガールを目指す女性へのメッセージ

ぜひ、この業界にたくさん入って来て下さい! 女性ドライバーは増えてきています。昼勤・夜勤などがあったり、開 拓する分野があったり、大変なこともあるかと思いますが、やりがいは十分あります!!(一同より)

■営業所長からトラガールへ■

女性ドライバー同士とても仲がよいですが、事務職の女性も彼女達が帰社 すると女性だけの会話ができるので、うれしいようです。また、Mさんは夫 が同じ会社の運行管理者なので、昼夜勤のシフトを配慮したり、子供が熱を だした時にこちらでカバーするなどしています。

このように、これからも女性ドライバーをパックアップしていきますの で、これからも明るい職場、丁寧な作業など女性の強みを発揮してがんばっ てもらいたいと思っています。

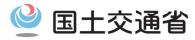


女性が営業所にいると雰囲気が明るくなります。お客様からの評判もいい

です。トヨタ博物館でデモンストレーションを行った時、運転席から小柄な女性ドライバーが姿を現した瞬間の観客のみなさんの反応は忘れられません。

また、女性の作業は丁寧で安定しており、安心できます。新車を扱うデリケートな仕事は、女性の方が向いていると思います。

トラック事業の労働力確保対策検討会



趣旨・目的

トラック事業については、依然として厳しい経営環境が続く中、事業者が主体となり、トラックドライバーの確保・育成対策等をふくめた事業活性化に積極的に 取り組みを行っているところであるが、現下の課題となっている、中高年層の男性労働力に依存した状態からの脱却を目指した対策が必要となっている。

そのため、トラック事業者を含めた関係者等で構成する検討会を設置し、トラックドライバーの確保・育成方策等に関する諸課題の整理を行い、効果的な取組 の具体的方策についてとりまとめを行う。

検討課題

- (1) 「業界イメージの改善」に関する課題整理と具体的な取組方策
- (2)「若年層へのアピール強化」「女性の活用」に関する課題整理と具体的取組方策
- (3) 官民連携等による一体的推進体制のあり方と取組方策
- (4) 効果的な情報発信のあり方

検討会メンバー(敬称略)

1. トラック事業者

恒 川 株式会社豊福組運輸 社長

細江 桜運輸株式会社 社長

永 井 有限会社ドゥイット 社長

川北 辰 実 株式会社カワキタエクスプレス 社長

羽 丹羽商株式会社 専務取締役 明 小碌 株式会社ケー 常務取締役

辻運送株式会社 専務取締役

辻

広 瀬 和秀 中部急送株式会社 社長

正芳 水鳥 北陸トラック運送株式会社 社長

2. トラック協会

小 池 良 一般社団法人愛知県トラック協会専務理事

窪 田 一般社団法人静岡県トラック協会専務理事

Ш 島 千 秋 一般社団法人岐阜県トラック協会専務理事

藤 信彦 一般社団法人三重県トラック協会専務理事

Ш 굽 一般社団法人福井県トラック協会専務理事 中

3. 行政機関

中 佳 忠 愛知労働局職業安定部職業安定課長

達郎 中部運輸局自動車交通部長

徹 中部運輸局交通環境部物流課長

羽 中部運輸局自動車交通部貨物課長 勝哉

安 和博 中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官

スケジュール

平成27年2月27日に第1回、3月26日に第2回、6月2日に第3回検討会を開催。



運輸支局長等による高等学校等への訪問時に使用したリーフレット

くらしと経済を支えるトラック輸送



トラック輸送が担う役割及び現状

トラック輸送は貨物輸送の主役

- ◎ トラック輸送は国内貨物輸送量の90%以上を担っています。
- ◎ 国内貨物の輸送はトラックの他、内航海運、鉄道、航空により行われています。
- ◎ どの輸送機関もトラック輸送がなくては、成り立ちません。

営業用トラックとは

名古屋100 か00.00

- トラックには営業用と、自家用のトラックがあります。
- ◎ 国から営業を許可された運送事業者のトラックが営業用トラックです。
- ◎ 営業用トラックは緑色のナンバープレートを付けています。
- ◎ 自分の荷物を運ぶ自家用トラックは白色のナンバープレートです。
- ◎ 許可を受けた運送事業者は、輸送の安全を守るため、国が定め、 た様々なルールを守っています。

輸送の安全のためのルールと様々な取り組み

- ◎ 輸送の安全を確保するため、事業者や乗務員が守るべき事項、運行管理者(国 家試験合格者)の選任とその業務、運行前点検などの車両の安全性確保に関す る事項などについて、法令や規則などで定められています。
- ◎ 全日本トラック協会では事業所の安全性を評価し、安全性優良事業所(Gマー ク)を認定・公表しています。国土交通省はGマークの取得を推奨しています。
- ◎ 各事業所では安全や環境に関する認証の取得や、ドライブレコー ダーや衝突被害軽減ブレーキの装着などの安全装備の導入に取り 組んでいます。 (例)グリーン経営認証、ISO(国際標準化規格)など



トラックドライバーになるには

宅配・コンビニなど

普通車 (3.5t未満)

普通免許 18歳以上

中型車 (3.5~7.5t未満)

> 準中型免許 18歳以上

H29.6.17迄に施行の予定

中型車 (7.5~11t未満)

中型免許 20歳以上

普通免許を保有2年以上

大型車 (11t以上)

大型免許 21歳以上

普通免許を保有3年以上

食品・機械など 都市から都市への 物流の大動脈

トラックドライバー養成の事例 (K社:18歳入社の場合)

地元の経済圏を

中心とした輸送

入社1~2年

- ・普通車による輸送、倉庫内業務、ドライバー の補助業務などを担当します。
- ・この間、会社や先輩ドライバーから、内容物 の性質や梱包の状態などの貨物の特性に応 じた取り扱い方・積み方・固定方法や、接客、 営業、関係する法令などについて学びます。



Y.N君

今年の目標は、自分一 人で現場に行けるように なることです! そのため にはもっと頑張らなあか んと思います!

大型免許を取りに行かさ せて貰ってることです。 小さい頃から憧れてた大 型車に乗るために一歩 前進したかと思うと嬉しく て仕方ないです(笑)



Y.K君

初めて長距離で、富山ま

入社3~4年

- 中型免許を取得し、より広範囲な運行、他種 類の貨物、物流施設への輸送を行うことがで きるようになります。
- 中には、フォークリフトや危険物取扱者など の資格を取得する場合もあります。



入社4年~

- 大型免許を取得し、物流拠点間や、都市間物 流に携わることもあります。
- 会社によっては、長距離輸送のドライバーに なるために社内試験を行う場合もあります。

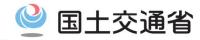


でいけて、いい経験にな りました。

先月半ば頃、いつもお世話に なってる会社のリフトマンの方 が、数人名前を覚えてくださって いて、いつもお疲れ様です。と の言葉をいただけました。名前 を呼ばれると嬉しいですね!ま た、違う運送会社のドライバーさ んから、わざわざお電話でお礼 をいただけたことも嬉しかったで す。これからも人のために自分 のためにがんばります。



MKさん



1. 運輸支局長等による高等学校等への訪問 中部運輸局管内・・・44校

2. サマースクールの概要

1. 日 時:平成27年8月24日 13:30~

2. 参加者: 11名(高校進路担当教諭1名、男子高校生3名、女子高校生5名、大学生2名)

3. 協 力:愛知県トラック協会青年部会

4. 見学・講演:① 鳴海急送㈱

(トラックドライバーコンテスト優勝者による講演と実演)

② (株)オーエヌトランス

(入社5年目の若手社員によるガソリン輸送・トラックの安全対策機器・IT活用についての講演)



全国トラックドライバー コンテスト優勝者(倉本 氏)の講話



トラガールとの懇談



<u>若手リーダーによるト</u> <u>ラック輸送と安全装置・</u> IT活用の説明



事業所の見学



<u>先進安全自動車</u> 体験



経営トップとの交流

4. 生産性向上・労働条件改善に向けた取り組み

サービス業の生産性向上協議会について



第1回サービス業の生産性向上協議会



- ▶ 4月2日の政労使会議決定を受け、「小売業、飲食業、宿泊業、介護、道路貨物運送業において、経団連と意欲ある事業者等が協力し、生産性向上を図る」枠組みとして、官民合同で立ち上げ。
- ▶ 6月18日に、総理出席の下、第1回の協議会を首相官邸で5分 野共同で開催し、300名弱が出席。
- ▶ 総理から、「労働力不足克服のためサービス生産性革命を起こすとき」と期待を示すコメント。

第2回~各分野で開催

トラック運送業

飲食業

小売業

宿泊業

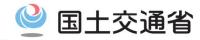
介護

主な取組み例

- ▶ <u>製造業等の</u>生産性向上に高い見識を有する<u>経</u> <u>営者等を招いて意見交換。</u>
- ▶ <u>製造業の</u>工場見学・製造業生産管理部等の<u>実</u> 務者からのノウハウの解説。
- ▶ 各分野のモデル的な事業者に対して、製造業等のノウハウに基づくコンサルティングを実施。
- 業界内で、ベストプラクティスの創出・マニュアル 作成などを行い、横展開。

経団連のサポート

下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議について



会議の目的

〇中小・小規模事業者が賃金の引上げをしやすい環境を作るため、一昨年12月の政労使合意等を踏まえ、必要なコストの価格転嫁、取引先企業の収益の中小企業への還元など、取引条件の改善を図っていく。

今後の取組

(1)価格転嫁等の状況や課題を調査

- ①親事業者など大企業等及び下請事業者など中小企業に対して調査を実施。
 - ・業種横断的な調査 ⇒ 中企庁が実施
 - ・個別業種ごとの調査 ⇒ 業所管省庁で適宜実施 (国交省では建設業、トラック運送業、貸切バス事業)

lacktriangle

- ②H28.3を目処に、調査結果を業種毎にとりまとめ。本連絡会議に報告後、公表。
- ③当該結果を踏まえて、本連絡会議において、必要な対策をとりまとめ。

(2)広報の実施等

- ①上記調査の実施について、中企庁及び内閣府を主として、関係団体等の協力を得て、広報活動を展開。
- ②調査結果を踏まえて対策がとりまとめられた段階で、効果的な広報の体制検討。

(3)相談体制の整備

- ①中 企 庁:下請かけこみ寺における価格転嫁等の相談体制を充実(日商、中央会等とも連携)。
- ②関係府省等:自治体等の協力も得て、所管業種における取引条件の改善に関する相談体制を充実。

会議のメンバー

内閣官房副長官

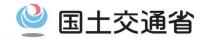
内閣府副大臣 厚生労働副大臣 経済産業副大臣 <u>国土交通大臣政務官</u>

内閣総理大臣補佐官 内閣官房副長官補

内閣府政策統括官 中小企業庁長官

公正取引委員会事務総長 警察庁、総務省、財務省、 厚生労働省、農林水産省、 環境省、

国土交通省(総合政策局長)



<協議会設置の経緯>

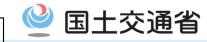
- 平成27年4月3日に閣議決定された「労働基準法等の一部を改正する法律案」においては、長時間労働を抑制するために、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引上げ(25%→50%)について、中小企業への適用猶予を見直し、平成31年4月から適用することとされている。
- トラック運送事業者においては、月60時間超の時間外労働が常態化するなど、長時間労働の実態が見られる。これには、荷主都合による手待ち時間など、トラック運送事業者のみの努力で改善することが困難であるという要因が背景にある。
- O このため、<u>厚生労働省、国土交通省、学識経験者、荷主、事業者などにより構成される協議会を中央及び全都道府</u> 県に設置し、ロードマップに基づき関係者が一体となって取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組む。

< 取り組み内容 >

- O 手待ち時間の改善等に向けて、荷主等との連携の下、議論を行っていく。
- O 長時間労働の実態・要因等について、平成27年9月に実態調査を実施。
- O トラック運送事業者、荷主の双方が問題意識を共有し、長時間労働の改善に取り組んでいくパイロット事業(実証実験)を各都道府県で行い、課題を整理し対策の具体化を図る。
- O 長時間労働改善ガイドラインを取りまとめ普及・定着を図る。

労働基準法等の一部を改正する法律案の概要

※平成27年4月3日閣議決定



長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

I 長時間労働抑制策·年次有給休暇取得促進策等

- (1) 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し
 - 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。(3年後実施)
- (2) 著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設
 - 時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確にする。
- (3) 一定日数の年次有給休暇の確実な取得
 - 使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。
- (4) 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進(※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正)
 - 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

Ⅱ 多様で柔軟な働き方の実現

- (1) フレックスタイム制の見直し
 - フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。
- (2) 企画業務型裁量労働制の見直し
 - 企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の 充実や手続の簡素化等の見直しを行う。
- (3) 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設
 - 職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。
 - また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(※労働安全衛生法の改正)

施行期日: <u>平成28年4月1日 (ただし、I の(1)については平成31年4月1日)</u>

現行 改正案 1か月の時間外労働 1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間) を超える労働時間) 60時間以下 60時間超 60時間以下 60時間超 大企業 25% 大企業 25% 50% 50% 中小企業 **25**% 25% 中小企業 **25**% 50%

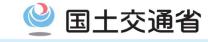
平成22年4月以降、当分の間適用猶予(3年後見直し規定あり)

		時間外労働が月60時間超である 労働者が存在する割合		平均的な時 月60時間起	間外労働が 2である割合
		大企業	中小企業	大企業	中小企業
-	全体	8.1%	4.4%	0.5%	0.8%
	自動車の運転の業務	40.6%	42.2%	11.7%	13.4%

➡ 平成25年度の「脳・心臓疾患」の労災支給決定件数306件のうち、93件(30.4%)が「自動車運転従事者」

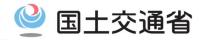
● 関係省庁・業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることとする。 その間、施行は猶予することとし、施行日は他の項目より3年遅らせる(平成31年4月)。

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①中央·各都道府県において 協議会の設置·検討	協議会の設	发置		
(厚生労働省・国土交通省、 荷主、事業者等による協議会)	協議会の開催 ガイドラインの		D計画·検証、対策	の検討、定期
②長時間労働の実態調査、対策 の検討	調査の実施・検証			定期的なフォロー
③パイロット事業(実証実験)の 実施、対策の具体化		パイロット事業(実労働時間縮減の/		ーアップ・更なる対策の検討
④長時間労働改善ガイドラインの 策定・普及			ガイドラインの策	定・普及検討
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施

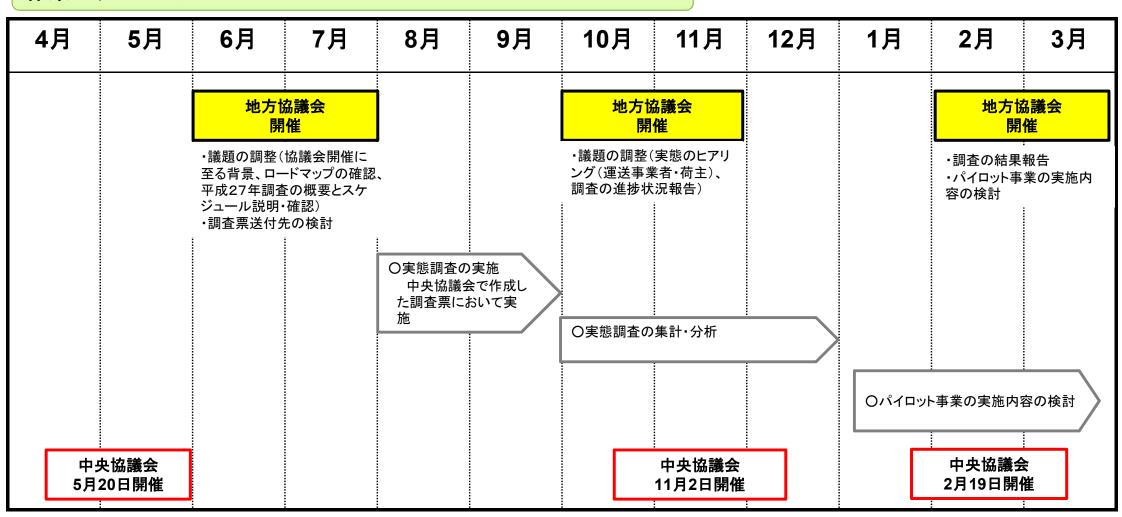
トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会



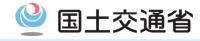
平成27年度の地方協議会の進め方

学識経験者、荷主、事業者、行政(国土交通省・厚生労働省)などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査を行うことにより、次年度の以降のパイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等に向け、実態の把握を行う。

作業スケジュール



トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会



各県協議会開催状況

開催県	開催年月日		概 要
	平成27年7月23日(木)	第1回	1. 労働基準法等の一部を改正する法律案について 2. 実態調査について
愛知県	平成27年12月3日(木)	第2回	1. 物流事業者におけるKPIの導入及び活用事例について 2. 「現場における課題と改善点の見える化事業」について
	平成28年3月7日(月)	第3回	1. 来年度のパイロット事業の実施について
	平成27年8月7日(金)	第1回	1. 労働基準法等の一部を改正する法律案について 2. 実態調査について
静岡県	平成27年12月10日(木)	第2回	1.荷主に関するトラック協会の調査結果 2.荷主(元請け)ヒアリング結果
	平成28年3月4日(金)	第3回	1. 来年度のパイロット事業の実施について
	平成27年8月3日(月)	第1回	1. 労働基準法等の一部を改正する法律案について 2. 実態調査について
岐阜県	平成27年12月9日(水)	第2回	1. 荷主ヒアリング(6社分)結果概要紹介ほか
	平成28年3月10日(木)	第3回	1. 来年度のパイロット事業の実施について
	平成27年8月3日(月)	第1回	1. 労働基準法等の一部を改正する法律案について 2. 実態調査について
三重県	平成27年12月8日(火)	第2回	1. 荷主企業と運送事業者の協力による長時間労働の改善に向けた取組事例
	平成28年3月15日(火)	第3回	1. 来年度のパイロット事業の実施について
	平成27年7月30日(木)	第1回	1. 労働基準法等の一部を改正する法律案について 2. 実態調査について
福井県	平成27年12月7日(月)	第2回	1.物流事業者によるKPI導入の手引きの説明 2.荷主企業のヒアリング内容の説明
	平成28年3月9日(水)	第3回	1. 来年度のパイロット事業の実施について

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会(実態調査)



①調査の目的等

- ○本調査は、トラック輸送における労働時間の内訳、手待ち時間の詳細、荷役の契約の有無など、長時間労働の実態及び原因を明らかにし、今後の取引慣行の改善など、労働時間短縮のための対策検討に資することを目的とし、**厚生労働省、国土交通省が共同して実施**する。
- 〇今後、対策を検討・推進していく上で、本調査による正確な実態把握が何よりも重要となることから、円滑かつ正確な情報収集に向けて、調査において報告されたデータ等は統計的に処理し、**運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用しない旨を周知**。

②調査対象者

・地方トラック協会(47協会)の会員事業者で各都道府県20社以上の事業者から100ドライバー分を回収することを基本とし、 東京・愛知・大阪・北海道は30社以上の事業者から150ドライバー分を回収予定

③調査内容

ドライバーに下記の各業務に掛かった時間等を記入して頂き、1日の労働時間、業務内容について把握する。(運転日報をより詳しくした調査票をイメージ。 9月の1週間(9/14(月)~9/20(日)の7日間)分を調査対象期間とする。)

併せて、トラック事業者の属性(保有車両数、ドライバー数、荷主企業との状況等)についても把握し、全国及び各都道府県において傾向を分析する。

- ①始業時間、始業点呼、日常点検、乗務前点呼
- ②発荷主側での手待ち(対象荷主名、手待ちの内容)
- ③発荷主側での荷役(その作業の対象荷主名、荷役の内容及び方法(手荷役、フォーク等)、荷役に対する書面化及び料金収受の有無)
- ④運転時間(一般道路、高速道路(高速料金の支払いの有無)の別)
- ⑤着荷主側での手待ち(対象荷主名、手待ちの内容)
- ⑥着荷主側での荷役(その作業の対象荷主名、荷役の内容及び方法(手荷役、フォーク等)、荷役に対する書面化及び料金収受の有無)
- ⑦終業後の作業、乗務後点呼、終業時間

等

4調査スケジュール

平成27年7月 調査票等を確定

8月 地方トラック協会を経由して対象事業者へ調査票一式を配布

9月 調査実施、調査票の提出

平成27年10~12月 調査票の集計・分析

平成28年1月 中央協議会に結果報告

2~3月 都道府県協議会に結果報告